

ひょうご 県知協 NEWS

〈兵庫県知的障害者施設協会機関紙〉

発行

兵庫県知的障害者施設協会

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館 D会議室

TEL (078) 360-0760

FAX (078) 360-0761

E-mail: hyogo-kenchikyo@dance.ocn.ne.jp

発行責任者 蓬 萊 和 裕

印刷所 株式会社アカツキ印刷

変革の時期を迎えて

兵庫県知的障害者施設協会 会長 蓬 萊 和 裕

兵庫県知的障害者施設協会の会員の皆様方には、当協会の活動に対しまして、ご理解、ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

さて、会長に就任して2年目、本年度の総会が終わって早いもので、半年が過ぎ去りました。その間、先の衆議院総選挙においては、政権与党であった自民党がまさかの大敗を帰し民主党の新政権が誕生しました。総選挙における民主党のマニフェストには「障害者自立支援法の廃止」「応益負担の廃止」「障害程度区分の見直し」「総合福祉法の制定」などの文字が並びます。9月17日、18日の2日間、京都で行われた経営協の全国大会で、前姫路獨協大学学長の小室豊充先生が「障害者福祉の方向性は白紙とってください。」「まったく分かりません。」と話されました。いつも強気の話が多い小室先生の言葉であるだけに、私を含め分科会参加者の中から溜息が漏れていました。

政権交代は、私たちの親会である日本知的障害者福祉協会（以下「知福協」）にも大きな影響を与えました。知福協はこれまで、障害者施策に対する意見や要望は、関係団体と調整を行い厚生労働省に届けてきました。小坂会長就任以後は、政治力を使いながら交渉に臨む手法に変えました。政治力の活用は段々とエスカレートして行き、超党派から政権与党の自民党一辺倒になり、東京日比谷での集会では、自民党以外の議員の挨拶をことごとく排除しました。その中に民主党の鳩山議員も含まれていました。また、知福協の活動方針を明確にすることで、相反する考えを持っている団体とは決別する結果となりました。自民党の大敗は、知福協の生命線を断ち切られたことと同じです。このような中で、11月27日の知福協の理事会で小坂会長以下3人の副会長の辞任が承認され、評議員会で会長候補者が選任され、新たな会長、副会長が選ばれました。新の正副会長は以下の通りです。

会長 中原 強（関東地区知的障害者福祉協会会長）
副会長 栗崎英雄（九州地区知的障害者福祉協会会長）
橘 文也（北海道知的障がい福祉協会会長）
田中 齋（発達支援部会長）

新体制となった知福協に対する要望は、誰し

も同じであると考えます。大きな時代の流れの中で、知的障害者福祉の事業団体としての本分を再考し、多くの関係機関との連携を図り、バランスの取れた活動を行ってみたいと切に願います。

平成21年度の兵庫県知的障害者施設協会では、①法人化に向けての取り組み、②新体系を含めた組織作り、③職員の資質向上のための研修、④調査研究、⑤予算要望と政策提言の5項目を4月30日の総会において提案し可決していただきましたが、今年度の幕開けは、新型インフルエンザ一色となりました。総会終了後の関係機関との意見交換の時に新型インフルエンザについての第1報が入りました。その時点では県は、強毒性のインフルエンザと同様の対応をとる方向で検討していました。実際、神戸での発症については休業を余儀なくされた施設もありました。その後、協会としては、各施設に3回の調査を実施し、現状の掌握と問題点を明らかにし、県並びに知福協を通して国に対し休業補償等を要望いたしました。新型インフルエンザ以外の一般事業につきましては、本年度から、会長、副会長会を開催し、組織の見直しや法人化に向けての検討を行っています。法人化につきましては、法律が改正され、新たな区割りとして、一般法人と公益法人に分けられました。現在NPOも含め、どのような法人にするか検討しています。

職員の資質の向上につきましては、従前の研修会に加え、年度計画にも挙げております、サービス管理責任者研修を各地区で実施できるように計画しています。7月に予定しておりました、施設長会につきましては、総選挙後の結果を見て開催することとし、12月に民主党の土肥隆一議員をお呼びし、お話を伺うことにしました。

事業の進捗状況は以上の通りです。本年度残された期間においては、未執行の事業の遂行と障害者福祉の新たな動きに対し、各関係機関と連携をとりながら会員の皆様方に情報を提供すると共に皆さんの意見を中央に届けるよう努力いたします。

これからもご協力の程よろしくお願いいたします。

個別支援計画の現状と課題

～播磨地域における事業所アンケートから～

NPO法人 播磨地域福祉サービス第三者評価機構 事務局長 河原 正明

播磨地域福祉サービス第三者評価機構では、平成18年度、播磨地域における個別支援計画の現状を把握するため、播磨地域に所在する障害福祉サービス提供事業所296事業所にアンケートを送付した。その回答の一部を紹介し、個別支援計画の現状と課題を推察してみたい。

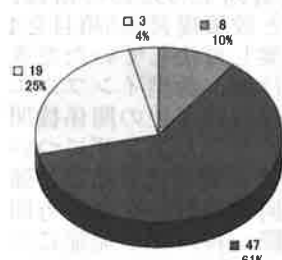
アンケートは、2006年10月10日に発送し、約3週間後の10月31日に返送を求めた。アンケート回収状況は、296事業所のうち、有効回答事業者数77事業所で、回収率は26%だった。

(1) 個別支援計画の作成状況

個別支援計画について、「どのような様式を用いているか」という問いについては、86%の事業所が、「独自の様式」(N=47)もしくは「共通様式」(N=19)など何らかの様式を用いていた。その他には、「個別支援計画の研修を受けた講師の作成したものを使用している」などがあった。サンプルとして、送っていただいた様式を見ると、事業所によって個々様々であった。

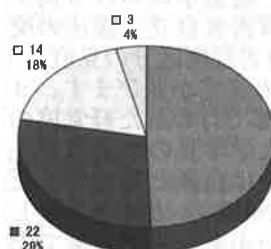
また、「個別支援計画策定の手順を定めているかどうか」という問いに対して、約8割の事業所が個別支援計画に関する取り決めはあると答えたが、策定手順を明確に示している事業所は約5割だった。また、策定手順を定めている事業所には、介護保険事業所を併設しており、介護保険の定める手法を用いているところが見受けられた。

図1 サービス実施計画の様式(フォーム)



- 1 事業所としての様式はまだ作成していない。
- 2 別添のような様式を独自の様式として使用している。
- 3 施設協会等の団体が作成した「共通様式」又は「標準様式」に基づいている。
- 4 その他(具体的に)

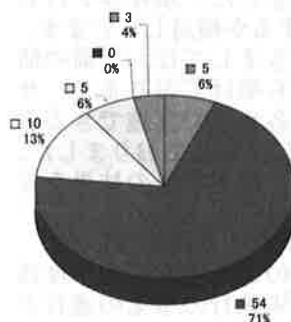
図2 サービス実施計画の策定の手順



- アセスメントから見直しにいたるまでの手順や方法を定めて、行っている。
- 手順やマニュアルはないが、計画の立案に関する取り決めがある。
- 特に定めていない。
- その他(具体的に)

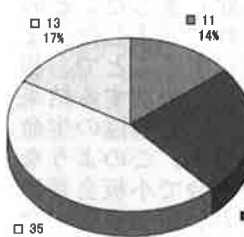
その他には、「介護保険と準用している」「利用が無い為計画を作成していない」「手順、マニュアル、取り決め等無いがアセスメントにより計画をたて、経過記録及び情報収集により見直し等行っている」などがあった。

図3 サービス実施計画の立案方法

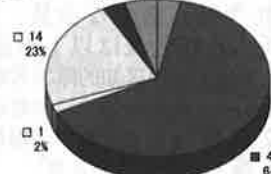


- 専門職ごとにアセスメントし、専門職が立案する。
- ケース担当者が立案する。
- グループで立案する。
- 職種を問わず、利用者を良く知る職員が立案する。
- 利用者が選んだ職員が立案する。
- その他(具体的に)

図4 サービス実施計画の会議(ケア会議等)の開催



- 1 全スタッフの参加のもとで検討されている。
- 2 直接援助スタッフ全員で検討している。
- 3 ケース担当者(チーム)で検討している。
- 4 その他(具体的に)



- 継続し
- 1～5回
- 6～10回
- 11～15回
- 16回以上
- その他

計画の立案に関しては、圧倒的にケース担当者によるもの(71%)が多く、計画の質がスタッフ個人の力量に影響されていることが予想される。しかしながら、少数ではあるが、複数のスタッフによる立案や生活、医療、作業といった専門分野による分業制を取っている事業所も見受けられた。

計画立案の会議の開催頻度としては、年1~5回が最も多く、5割を超えている。また、その中の殆どが1~2回が多く、計画策定にかかる会議の頻度は極めて少ないことがうかがえた。後、4半期に1回(年4回)、2ヶ月に1回(年6回)、毎月(年12回)、毎週(年50回)といった定期開催が多いようである。

会議の構成メンバーは、担当によるチームが一番多く、約45%を占めている。次いで直接援助スタッフ全員、全スタッフによる会議を合わせ約40%となっている。また、会議は、約半数が事業所内部のみで行っているが、本人や家族を交えて行われているところも約3割あった。しかし、事業所外の関係者やスーパーバイザーの関与は1割程度にとどまった。

アンケートを通して、様式や策定の手法について、種別や地域を問わず、同じものは殆ど無く、播磨地域で統一されたものは存在しないことが確認された。また、アセスメント、会議、計画、記録、見直しといった策定の基本的な流れは多くの事業所で実施されているものの、その捉え方や方法は様々であることが伺える。また、多くの事業所において、サービス実施計画についての関心は高く、それと同時に多くの課題を有していると感じた。

(2) アンケートからみえてくる課題

アンケートにおいて、各事業所から個別支援計画に対するさまざまな意見を自由記述で頂いた。それらの意見をまとめると、

①計画を立てる職員の資質

「職員の資質に大きな差があり十分な計画ができていない。」「個別に関わる為に計画する事の大切さを職員に周知させる事が今一番の課題」「支援の成果・課題の達成度の分析等、職員の力量を高める必要性がある。」「利用者へのアプローチの中でエンパワメントやセルフアドボカシーを各スタッフが意識していく必要性が非常に大きい。」

②計画の内容

「利用者の支援方針のマンネリ化傾向にある。」「利用者、家族と施設との計画にとどまっており、他部署や関係機関との連携などの要素が欠けた計画となっているので改善を要する。」「知識が少ない事により、サービス実施計画が机上のものになりかねない」「サービス実施計画はあくまで契約なので、客観性が明瞭であるべき。それについて療育に関する実施計画の記述をどこまで具体的にすべきか難しいと感じている。」「サービス実施計画と現場での実施必要な事がズレる事があり(本人・家族と担当者のズレ)調整が必要な面もある。」

③計画を立てる時間

「記録に残す事が大切であると思うがそれにふりまわされ、本当に必要な視点を見逃しているように思う。」「福祉の仕事に資格とか実施計画書とか書面が多過ぎて人件費がかかりすぎる。」「個々についてゆっくり検討する時間がない。」

④個別支援計画の様式

「一目瞭然に分かる様な個別支援計画書はないか。」「新サービス体系への移行を念頭においたサービス実施案を検討中。」「当施設独自のサービス実施計画のあり方を模索している。」「個別支援計画、個別面談記録、支援記録の電子化を進める。」

⑤当事者の参加

「計画を策定するにあたり、本人が会議の場に出席する事はない。本人の代弁者であるという意識を持つよう努めるものの、バタナリズムに傾倒しやすいきらいがある。」
などの5つの課題があった。

このアンケートから現在、播磨地域においては、各事業所それぞれ違った視点でサービス計画が組み上げられていることがうかがえる。これでは、複数のサービスを利用したり、総合的な相談やケース検討を必要とする場合の連携は大変困難を極め、また、利用者サイドにおいても、事業者によってニーズの捉え方が違うことは、サービスに対し不審と混乱を招くことになりかねない。

この検討を通じ、私たちは、「サービス実施計画の策定」に一定のベースを提示することによって、播磨地域の障害者サービスを計画する共通の物差しが出来、それらが、各事業所のサービスの質の向上につながることを願っている。

政権交替した政治状況下で、 障害者福祉施策はどうなる？

いま障害者、家族、福祉従事者を問わず、等しく関心を寄せ答えを求めている課題が、これです。

ご承知の通り、今年8月30日の総選挙で圧勝した民主党が、国会での首班指名を受けた鳩山総理の下に、社民党及び国民新党を加えた三党連立政権を組織してから、想像はしていたことですが、政治のあらゆる局面で新たな動きが生じています。従来の官僚主導から政治主導への転換を謳い、それを実行に移している新政権は、厚生省所管事項、とりわけ障害者福祉施策の分野でも大なたを振るおうとしており、その方向性と内容については厚生官僚の行政説明でも要領を得ないというのが実情です。そこで以下、現政権が提示している文書等を紹介して、直接その意図を探るための手がかりにさせていただこうと思います。

連立政権合意

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。
(2009年9月9日 民主党、社会民主党、国民新党「連立政権樹立に当たっての政策合意」より)

民主党マニフェストより抜粋

「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す

【政策目的】

- 障がい者等が当たり前前に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。
○わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行なうために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400億円程度

社民党マニフェストより抜粋

いのち セーフティネットを充実

【障がい者福祉】

- 基本的な生活、働く場にも利用料を課す「障害者自立支援法」を廃止し、支援費制度の応能負担の仕組みに戻す。医療と福祉を区分し、両面から障がい者の生活を支える。精神通院公費、更生医療・育成医療を復活して重くなった自己負担を軽減する。
○谷間の障害者、難病者をカバーする総合的な「障害者福祉法」を制定する。
○国際的な水準による「障がいの定義」を確立します。「国連障害者の権利条約」に基づいて障がい者の所得保障、働く場や生活の場など基幹的な社会資源の充実、就労支援策の強化などを行なう。

長妻厚労大臣発言

(2009年10月6日 閣議後記者会見)

(障害者自立支援法について、いつ頃を目標に設定する考えですか？との記者質問に対して)

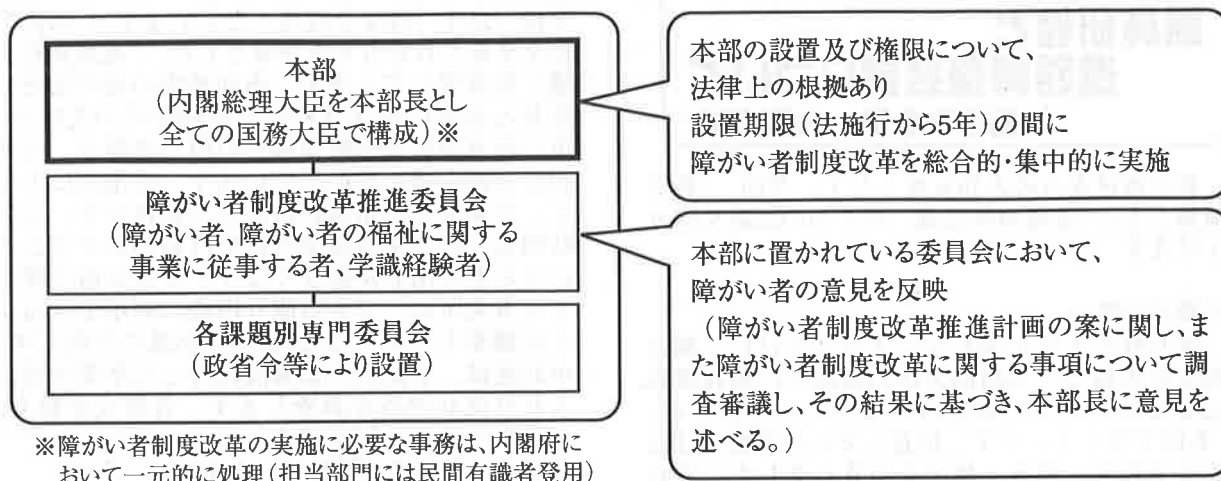
- 「新しい制度につきましては、マニフェストでもご呈示しているように、1期4年の中で実施することです。ただ、応益負担から応能負担と言っておりまして、そこについては法律を必ずしも必要としない。予算措置での対応というのでも検討しておりまして、財政当局、あるいは各方面ともご相談をしながら時期などについても今検討しているところです。」

(暫定的な措置は、裁判が猶予されている3ヶ月の間に出すということですね？との記者確認に対して)

- 「時期が3ヶ月以内か、方針を確定するかは別として、概算要求というものが先ずは10月15日締め切りということがございますので、そういう財源の裏付けを含めて我々は検討していきたいと思います。」

民主党案の「障がい者制度改革推進本部」

(現行の「障害者施策推進本部」に代わるもの)



平成22年度予算概算要求(厚生労働省)について

- 子ども手当での創設等(中学校修了までの子ども1人当たり月額1万3千円を支給) 21,279億円
- 年金記録問題への対応(コンピュータ記録と紙台帳の全件照合などの集中的実施) 1,779億円
- 雇用保険制度の見直し(適用範囲の見直し、国庫負担を25%に戻し、保険料の軽減) 2,681億円
- 以下の事項は、年末までの予算編成過程において検討
 - ①生活保護の母子加算の復活、児童扶養手当の父子家庭への支給
 - ②保育所待機児童等の解消
 - ③診療報酬改定
 - ④高齢者医療制度の保険料の上昇を抑制する措置等
 - ⑤新型インフルエンザへの万全の対応
 - ⑥がん対策の拡充
 - ⑦肝炎対策の拡充
 - ⑧障害者自立支援法廃止に関して利用者負担を軽減
 - ⑨緊急雇用対策
 - ⑩協会けんぽ国庫負担割合の引上げ
 - ⑪年金国庫負担の繰延べ等の返済

障がい者の総合福祉施策の改革推進の方向性

- 障がい者の範囲・定義について
 - ・「発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害」などを含む定義となることを基本とする。
 - ・いわゆる「福祉の谷間」と言われる福祉サービスの対象外をなくす。
 - ・現行の手帳制度に替えて障がい者に「社会参加カード(仮称)」を交付する制度を創設する。
- 利用者負担の在り方
 - ・現行の「応益負担」は廃止して「応能負担」を基本とし、負担の算定は「個人単位」とする。
 - ・福祉サービス負担額と補装具・医療の負担額の合算が高額となる場合に特別の軽減策を講ずる。
- サービス利用の支給決定の在り方
 - ・「障害程度区分」によるサービス支給決定の在り方を、ニーズに基づく認定方法に変える。
 - ・「障害程度区分認定」は廃止する。「ソーシャルワーカー等調査専門員(仮称)」がニーズ調査を行い、「サービス支給に係るガイドライン(仮称)」に基づいて支給内容を作成、「障がい者サービス委員会(仮称)」が決定し、実施機関(市長村)等に指示する。
- サービス体系の在り方
 - ・サービスを「生活・社会参加サービス支援」として統合する。
 - ・地域生活については「居住支援(新グループホーム)」として統合し、介護にも柔軟に対応する。
 - ・障がい児への福祉サービス体系も「障がい者総合福祉法(仮称)」に位置付け、市長村が実施
- 事業者の経営基盤の強化
 - ・現行の日額方式は廃止して月額方式を基本とする。個別のサービスとしての日額方式は残す。
 - ・施設整備費及び人件費等については、国が責任を持って単価の引き上げを行って整備する。
- 地域生活支援事業の在り方
 - ・移動支援や日常生活用具の給付等については個別給付のサービス支援として位置づけ、コミュニケーション支援(手話通訳等の派遣)は原則無料で行う。
- 相談支援の在り方
 - ・現行「地域自立支援協議会」を中核に相談支援の体制強化の推進、相談員や窓口の充実を図る。
- 就労支援の在り方
 - ・一般就労の促進と共に、地域ネットワーク基盤の整備により就労の定着を図る。
 - ・就労的事業(福祉工場、授産施設、更生施設、小規模作業所等)を整理し、現行の「自立訓練」「就労移行」「就労継続」のうち就労支援にかかわる事業の統合・簡素化を図る。

神戸地区 職員研修と 進路調整会議について あゆみの里 大西 博之

神戸地区からのお知らせとして、今回、「職員研修」と、「進路調整会議」の2つの話題を取り上げます。

<職員研修>

本年度に入って間もない4月20日に、職員部会の主催で、久田則夫氏の講演と、施設職員によるシンポジウムを行いました。さすがに、「久田ブランド」です、用意していた席数には収まりきれず、急きょ椅子を用意しました。それでも立ち見があったほど盛況でした。久田先生の話は、私たちの「精神面」に訴えるものが多く、いかにすればモチベーションがあがり、やる気を「起こさす」ことができるのか、非常に身に染みた内容でした。

その後のシンポジウムでは、3施設の中堅職員から、新体系をキーワードに、現場の状況や、中堅職員としての奮闘ぶりがひしひしと語られ、厳しい中でも頑張っている職員の姿が伝わってきました。反面、現実と理想と制度という挟間に立って、「いつまでも埋めることができないかもしれない」という不安を持ちながら、仕事をしている現状が浮かび上がりました。その挟間を埋めることが、この業界には必要であることを痛感しました。

すべてが、障害者自立支援法の影響であるとは言いきれませんが、少なからず、法律は、施設の運営、経営に影響を与えると同時に、私たち職員のモチベーションやその意識に影響を与えます。民主党政権になった今、今後の動向には大いに注目していきたいと思います。

阪丹但地区 阪丹但地区のうごき 一羊園 栗林 和徳

阪丹但地区では、21年度の事業計画として総会後の研修を含めた年間9回の研修を企画していましたが、県の21年度基金事業として「複数事業所連携事業」「キャリアアップ研修事業」を受けることにより、当初の予定よりも多くの研修を企画・実施しています。

内容については、事業計画に沿った形で知的しょうがいに関わらず、幅広くしょうがいについて学べる機会を提供できるようにしているところです。12月現在で、すでに7回の開催となり、「精神しょうがい」「発達しょうがい」といったテーマでの研修も実施しています。

先日は、「発達しょうがい」について当事者で

<進路調整会議>

神戸市知的障害者施設連盟（以下「市知連」といいます。）では、市内の特別支援学校や養護学校（以下「特支学校等」といいます。）の高等部を卒業される方々を対象とした、「進路調整会議」を設置しています。市知連内の通所部会の委員と市内の特支学校等の進路担当の先生と、市の教育委員会や障害福祉の担当者等で、定期的に合同会議を開催しています。卒業生にとって、卒業後の進路選択は最大の課題です。この時期は、希望する事業所にいけるのかどうかということに関心が高まります。できる限り希望する事業所に、できる限り円滑に利用できるように調整していくことがこの会議の目的です。市知連は、事前に加盟施設に対して卒業生受け入れ可能状況等を調査します。各特支学校も、卒業生の進路希望を調査します。それらのデータを合同会議で調整していきます。

それとともに、希望する各事業所への申し込みや面接の期間も統一されています。今年は、11月1日から一斉に各施設（希望する施設）で申し込みを受け付け、12月1日から個別に面接、12月18日までには、結果を通知するという段取りになっています。このルールは、市知連加盟施設だけに適用されていますが、加盟していない作業所等にも協力をお願いしています。

利用者が自己選択、自己決定したことを尊重する、こういった進路の問題においても重要なことだと思います。

<神戸の街から>

ご承知のように、神戸は、14年前には、阪神大震災、そして今回は、国内初の新型インフルエンザ感染者と、関西弁で言うと「なんで神戸なんや・・・？」ということが起こりました。そして、神戸はそれらを乗り越えてきました。そのような神戸だからこそ、学んできたことや、できることがたくさんあるのではないかと思います。

もある笹森理絵氏を講師に迎えて、当事者ならではのしょうがい認知や暮らしにくさについてお話しいただきました。とても前向きに生きておられる方で、「自己肯定」から発信される暮らしやすさへの工夫や気持ちの持ち方についてのお話しは、ダイレクトに耳に入ってくる内容でした。「しょうがいとは、《理解と支援が必要な》個性」という言葉を引用されていましたが、福祉に携わる私たちにとっては「「しょうがいとは、個性」という言葉との大きな違いであることを感じさせられました。参加された方にとっても、有意義な研修になったと思います。

今年度も残りわずかとなりましたが、12月以降も「感覚統合について（姫路独協大学・太田先生）」「てんかんについて（白坂Dr）」「栄養士研修（未定）」「メンタルヘルスについて（神戸学院大学・阪田先生）」「改正労働法について（溝口社労士事務所・溝口先生）」「自閉症について（未定）」「地域生活について（山 施設長）」の研修を予定しています。基金事業を受けてか

ら企画した研修が多く、年明けの忙しい時期での開催も多くなっていますが、この機会に多くの方に研修に参加していただき、日頃の支援の

一助となることを願っています。

播淡地区

播淡地区のうごき

五色精光園 池 幸美

ばんたん親善運動会

第21回ばんたん親善運動会については、6月5日（金）に開催予定としていましたが、新型インフルエンザの兵庫県下発症を受け、中止といたしました。

第1回の開催以降はじめての中止となり残念ではありましたが、今まで幸い天気にも恵まれてきたこともあり、中止ということを視野に入れていなかったことに改めて気づくこととなり、今後中止となった場合の開催のあり方等について、全施設にアンケートを取りました。「参加人数も多いことから延期は難しい、中止ということでやむを得ない」という集計結果となりました。詳細は来年度の総会にて報告させていただきます。

職員研修会

昨年度の好評結果を受けて、今年度も桃山学院大学社会福祉学科准教授 松端克文氏をお迎えして、「個別支援計画にもとづく実践」をテーマに開催しました。

1回目は、7月28日（火）に姫路自治福祉会館において、「～事例にもとづく検討～」と題し、播淡地区施設から持ち寄った3事例を通じ、本人を中心とした計画、またその視点を持つての支援者の専門性ということについて学びました。

続く2回目は11月26日（木）、「～モニタリング・計画の評価とケース会議の持ち方～」と題し、2事例を通じた、計画に基づいた支援となっているか、支援の内容は適切か（支援の視点と方向性、支援効果の測定法）、ケース会議の持ち方は適切か（会議での留意点、成功する会議の条件）について、支援者としての専門性の重要性を振り返る機会として、大きく役立つ学びとすることができました。

施設長・職員合同一泊研修会

8月26日（水）～27日（木）、サンピア姫路ゆめさきにて、第23合同一泊研修会を開催しました。今回は、①今まさに世界中で猛威をふるっているインフルエンザ等の感染症対策を学ぶ、②障害者自立支援法が施行されて3年

が過ぎる中、実際に移行した施設からその現状と課題を知り、今後の支援のあり方や組織づくりについて考える機会としたい、③福祉関係以外の方の話を聞きたい、等々の要望にお応えすべく内容で開催しました。

まず、兵庫県北播磨県民局健康管理課の池田千佳氏より、「感染症への施設対策」と題して、施設で集団感染を起こしやすい感染症（O157・ノロウイルスによる感染性胃腸炎・結核・インフルエンザ・?癬）とその予防法（病原体を持ち込まない・感染経路を絶つ・予防接種で重症化を防ぐ）について、各症例毎の消毒の場所や方法等を含め、分かりやすくお話しいただきました。

続いて、（株）JTBモチベーションズ、コンサルタント伊藤太陽氏より「活気ある職場づくり」と題し、各自で自己チェック・分析しての自己モチベータを知ったうえで、自己・部下・同僚等のモチベータを高める手立てについて学びました。

二日目は、播淡地区施設長会副会長でもある兵庫県社会福祉事業団、五色精光園長池が、「新体系移行の実際」と題し、利用者側、経営者側の両視点から見た、「移行に向けて準備しておきたい点」、「移行して良かった点」、「課題となる点」についての話をさせていただきました。続いて希望の里蓬和裕施設長を進行役として、池、愛心園福田和臣施設長、サルビアの家高瀬勝伸施設長、もちの木園名田誠司課長補佐による「より良い支援に向けての今後のあり方」と題したパネルディスカッションを行いました。会場からの活発な意見も含め、衆議院議員総選挙を間近に控えた時期ではありましたが、現状における移行期限も意識した中で、今後の支援のあり方、施設づくりについて考える良い機会となりました。

後期事業としては、12月2日（水）、姫路市文化センターにおいて「第18回ばんたん・ゆうあい文化祭」を開催する予定です。

政権交代が行われ、障害者自立支援法が廃止され、新たな「障がい者総合福祉法」（仮称）が創設される予定となっています。障害者自立支援法で翻弄されてきた現場において、さらに新たな混乱を招くことのないよう、正確な情報を入手、整理し、利用者に安定的で良質な福祉サービスを提供できるよう、今後とも幅広く取り組んでいきたいと思っております。

お知らせ

平成22年 福祉六団体賀詞交換会

趣旨：新年を迎えて福祉六団体の活躍を期すると共に、食事を囲みつつ歓談と情報交換のひとつ時をもつ。

期日：平成22年1月22日（金）10：30～14：00

会場：湊川神社 楠公会館（神戸市中央区多聞通）

会費：お一人様 8,000円

申込及び会費振込締切り：平成22年1月5日（火）
現在、参加申込受け付け中！

触法プロジェクト・フォーラム 2010

趣旨：兵庫県から委託された「触法リスクのある障害者の地域移行及び自立生活支援のシステム」について検討の経過報告を行い、認識を深める。―地域生活定着支援センターの役割と機能をめぐって―

期日：平成22年8日（月）13：00～17：00

会場：兵庫県看護協会会館 ハーモニーホール

《日誌抄》

4月	10日	平成21年度第1回役員会…神戸市 兵庫県母子会館
	15日	県知協会計の監事監査…神戸市 施設協会事務局
	22日	協会事務補助員の面接
	24日	第3回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会（第18回ひょうご・ゆうあいスポーツ大会） 事前説明会…高砂市 高砂市総合体育館
	30日	平成21年度兵庫県知協総会、県知協ニュース第71号発行 神戸市 楠公会館
5月	1日	協会事務補助員の採用（加納、高田）
	10日	第3回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会（第18回ひょうご・ゆうあいスポーツ大会）… 高砂市 高砂市陸上競技場、総合体育館ほか
	15日	平成21年度第2回役員会…神戸市 兵庫県母子会館
	16日	神戸の高校生に新型インフルエンザ初の国内発生
	18日	平成21年度近畿地区第1回役員会・総会…和歌山 ホテルグランヴィア和歌山
	19日	緊急役員会（新型インフルエンザへの対応）…神戸市 兵庫県母子会館
6月	4日	第1回会長・副会長会…神戸市 施設協会事務局
	5日	兵庫県による福祉人材確保対策事業説明会…神戸市 兵庫県庁
	12日	平成21年度県知協 会費請求事務開始
	23日	平成21年度第3回役員会…神戸市 兵庫県母子会館
7月	9日	第2回会長・副会長会…神戸市 施設協会事務局
	16日	第1回職員部会…神戸市 兵庫県母子会館
	21日	平成21年度第4回役員会・新型インフルエンザ総括会議…神戸市 兵庫県印刷会館
	27日	近畿地区第2回役員会…和歌山 ホテルグランヴィア和歌山
	28日	新任職員研修会…尼崎市 尼崎市立すこやかプラザ
8月	3日	福祉の集いの福祉六団体打合せ始まる（12日、9月11日の合計3回）…神戸市 兵庫県母子会館
	17日	全国地方長会…東京都
	20日	第3回会長・副会長会…神戸市 施設協会事務局
	24日	県・市合同自立支援法説明会…尼崎市 尼崎市アミティホール
	26～27日	播磨地区施設長・職員合同一泊研修会…姫路市 サンピア姫路ゆめさき
	30日	総選挙投票日（民主党の圧勝で政権交代が実現）
9月	2日	平成21年度第5回役員会…神戸市 兵庫県印刷会館
	8日	触法プロジェクト第1回ワーキングチーム会合（9月29日に第2回）…神戸市 兵庫県母子会館
	14日	触法プロジェクト第1回検討委員会…神戸市 兵庫県印刷会館
	16日	全国地方長会…東京都
	〃	介護保険施設職員等人材確保支援事業説明会…神戸市 兵庫県のじぎく会館
	29日	平成21年度 福祉の集い…神戸市 楠公会館
10月	6日	第4回会長・副会長会…神戸市 施設協会事務局
	8日	触法プロジェクト第2回検討委員会…加古川市 播磨社会復帰促進センター
	10～12日	第9回全国障害者スポーツ大会（トキめき新潟大会）…新潟市 東京電力ビックスワンスタジアムほか
	19日	第4回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会第1回打合せ会…三田市 三田市まちづくり協働センター
	27日	兵庫県社会福祉大会（県社協主催）…たつの市
	〃	触法プロジェクト第3回ワーキングチーム会合…神戸市 兵庫県母子会館
	29～30日	全国会長・事務局長会議…東京都 浜松町東京會館
	30日	兵庫県知的障害者福祉大会（手をつなぐ育成会主催）…三木市
11月	6日	平成21年度第6回役員会…神戸市 兵庫県母子会館
	9日	触法プロジェクト第3回検討委員会…神戸市 兵庫県印刷会館
	10～11日	全国居宅・地域支援サービス研究大会…東京都 TOC有明
	11～12日	市知連施設長研修…長崎県 雲仙、（社）福 南高愛隣会の見学
	12日	近畿地区第3回役員会…和歌山 ホテルグランヴィア和歌山
	17日	第2回職員部会…神戸市 兵庫県印刷会館
	24日	賀詞交換会の福祉六団体打合せ始まる…神戸市 兵庫県母子会館
	〃	触法プロジェクト第4回ワーキングチーム会合…神戸市 兵庫県母子会館

編集
後記

72号の発行が1ヶ月半ばかり遅れてしまったことを、先ずはお詫び申し上げます。

さて、暮れようとしている今年を特徴づけるものは、新型インフルエンザの感染蔓延と、夏の政権交代でありましょう。前者は、総会とゆうあいスポーツ大会を終えてホッとしていた私たちを不安と対応に忙殺させることになりました。たび重なる緊急アンケートにご協力をいただき、県知協としての発信を内外に行うことが出来て皆様には感謝をしております。そして後者については、今後の日本の障害者福祉施策の転換に繋がる政治状況がもたらされたという意味で、動向に目が離せません。

県知協では、年2回発行のこのニュースでは提供できない事柄も、いろんな媒体で適時に届けたいと考えております。ご意見や情報をどうぞお寄せ下さい。

（協会事務局：C.K）